

別表1(第3条関係) (令和元年10月1日～)

(1)地域密着型サービス等整備助成事業

1 補助対象事業	2 補助対象経費	3 補助単価 (千円)	4 補助単位	5 補助事業者		
<p>右欄に掲げる施設等(サテライト型居住施設・事業所を含む。)を整備(創設、増築、改築等)する事業及び当該事業に対し補助を行う事業 また、土地所有者(オーナー)が施設等運営法人に有償で貸し付ける目的で整備する事業も対象とする。この場合、施設等運営法人が事業実施に当たって適当な法人であることの確認を行った上で、選定されていることを前提とし、経営が安定的・継続的に行われるよう、当該法人が以下に掲げる要件を満たしていることを条件とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・貸与を受けている不動産について、施設等を経営する事業の存続に必要な期間の地上権又は賃借権を設定し、かつ、これを登記すること。 ・賃借料は、地域の水準に照らして適正な額以下であるとともに、安定的に賃借料を支払い得る財源が確保されていること。 ・賃借料及びその財源が収支予算書に適正に計上されており、施設等運営法人が当該賃借料を長期間にわたって安定的に支払可能であると認められること。 <p>なお、障害者や子ども等と交流することにより高齢者が地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するものである場合については、障害者や子ども等が併せて利用する場合であっても対象とする。</p>	<p>① 次に掲げる地域密着型サービス施設等の整備</p>	<p>施設等の整備(施設の整備と一体的に整備されるものであって、知事が必要と認めた整備を含む。)に必要な工事費、工事請負費及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費、設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。)又はこれらに対する補助金(別の負担金(補助金)等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金、購入費等を含む。)</p>	<p>市町村</p>			
	<ul style="list-style-type: none"> ・地域密着型(定員29人以下)特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室 				4,480	整備床数
	<ul style="list-style-type: none"> ・小規模(定員29人以下)な介護老人保健施設 				56,000	施設数
	<ul style="list-style-type: none"> ・小規模(定員29人以下)な介護医療院 				56,000	施設数
	<ul style="list-style-type: none"> ・小規模(定員29人以下)な養護老人ホーム(地域で居住できる支援機能を持つもの) 				2,380	整備床数
	<ul style="list-style-type: none"> ・小規模(定員29人以下)なケアハウス(特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの) 				4,480	整備床数
	<ul style="list-style-type: none"> ・低所得高齢者の居住対策として軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準(平成20年厚生労働省令第107号)第34条に規定する都市型軽費老人ホーム 				1,790	整備床数
	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症高齢者グループホーム 				33,600	施設数
	<ul style="list-style-type: none"> ・小規模多機能型居宅介護事業所 				33,600	事業所数
	<ul style="list-style-type: none"> ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 				5,940	事業所数
	<ul style="list-style-type: none"> ・看護小規模多機能型居宅介護事業所 				33,600	事業所数
	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症対応型デイサービスセンター 				11,900	事業所数
	<ul style="list-style-type: none"> ・介護予防拠点 				8,910	事業所数
	<ul style="list-style-type: none"> ・地域包括支援センター 				1,190	事業所数
	<ul style="list-style-type: none"> ・生活支援ハウス(山村振興法(昭和40年法律第64号)、水源地域対策特別措置法(昭和48年法律第118号)、過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)又は豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)に規定するものに限る。以下同じ。) 				35,700	施設数
<ul style="list-style-type: none"> ・虐待のほか、要介護者の急な疾病等に対応するための緊急ショートステイ 	1,190	整備床数				
<ul style="list-style-type: none"> ・介護関連施設等に雇用される介護職員等のための施設内保育施設(主として当該施設又は事業者の職員を対象としたものでなければならない。ただし、施設職員等の利用に支障のない範囲において、外部の利用も認め差し支えない。また、設置場所については、利用の便(近接地、通勤経路)への配慮や障害者や子ども等と交流等の面から検討することが重要であり、個々の施設により事情が様々であることから、敷地内の設置に限定されない。) 	11,900	施設数				
<p>② 施設等の合築等</p>						
<ul style="list-style-type: none"> ・①の施設等の合築・併設 	それぞれの補助単価に1.05を乗じた額	-				
<p>③ 空き家を活用した次に掲げる施設の整備</p>						
<ul style="list-style-type: none"> ・認知症高齢者グループホーム 						
<ul style="list-style-type: none"> ・小規模多機能型居宅介護事業所 						
<ul style="list-style-type: none"> ・看護小規模多機能型居宅介護事業所 						
<ul style="list-style-type: none"> ・認知症対応型デイサービスセンター 	8,910	施設数				

注) 施設数単位で補助する施設等について、新規開設時に一度補助を受けている施設等であっても、増床する場合においては補助単価を平均利用定員で割るなど、合理的な方法を用いて算出した額で補助することができる。

(2)介護施設等の施設開設準備経費等支援事業

1 補助対象事業	2 補助対象経費	3 補助単価 (千円)	4 補助単位	5 補助事業者	
<p>右欄に掲げる施設等の開設時から安定した質の高いサービスを提供するための体制整備等を支援するため、以下に掲げる際に必要な初度経費（設備整備、職員訓練期間中の雇上げ（最大6か月間）、職員募集経費、開設のための普及啓発経費、その他事業の立ち上げに必要な経費）を支援する事業を対象とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 施設等の開設（改築による再開を含む。）や既存施設の増床 介護療養型医療施設等から介護医療院や介護老人保健施設等への転換（改修等を伴わずに転換する場合を含む。） 訪問看護ステーションの大規模化（緊急時訪問看護の体制整備やサービス提供範囲の拡大を目的に、訪問看護事業所の看護職員や事務職員を増やすこと等）やサテライト型事業所の設置 	①次に掲げる定員30名以上の広域型施設等の支援				
	<ul style="list-style-type: none"> 特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室 介護老人保健施設 介護医療院 ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの） 養護老人ホーム 訪問看護ステーション（大規模化やサテライト型事業所の設置） 	<p>特別養護老人ホーム等の円滑な開所や既存施設の増床の際に必要な需用費、使用料及び賃借料、備品購入費（備品設置に伴う工事請負費を含む）、報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、旅費、役務費、委託料又は工事請負費</p>	<p>839 839 839 839 839 4,200</p>	<p>定員数 定員数 定員数 定員数 定員数 事業所数</p>	<p>民間事業者 又は市町村</p>
	②次に掲げる定員29名以下の地域密着型施設等の支援				
	<ul style="list-style-type: none"> 地域密着型特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室 小規模な介護老人保健施設 小規模な介護医療院 小規模なケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの） 認知症高齢者グループホーム 小規模多機能型居宅介護事業所 看護小規模多機能型居宅介護事業所 定期巡回・随時対応型訪問看護事業所 都市型軽費老人ホーム 小規模な養護老人ホーム 施設内保育施設 	<p>特別養護老人ホーム等の円滑な開所や既存施設の増床の際に必要な需用費、使用料及び賃借料、備品購入費（備品設置に伴う工事請負費を含む）、報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、旅費、役務費、委託料又は工事請負費又はこれらに対する補助金</p>	<p>839 839 839 839 839 839 839 14,000 420 420 4,200</p>	<p>定員数 定員数 定員数 定員数 定員数 宿泊定員数 宿泊定員数 事業所数 定員数 定員数 施設数</p>	<p>市町村</p>
	③次に掲げる介護療養型医療施設の介護老人保健施設等への転換整備（介護療養型老人保健施設の介護医療院への転換整備を含む。）				
	<ul style="list-style-type: none"> 介護老人保健施設 介護医療院 ケアハウス 有料老人ホーム 特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室 認知症高齢者グループホーム 小規模多機能型居宅介護事業所 看護小規模多機能型居宅介護事業所 生活支援ハウス 高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第5条の規定により登録されている賃貸住宅 	<p>介護療養型医療施設から介護老人保健施設への転換の際に必要な需用費、使用料及び賃借料、備品購入費（備品設置に伴う工事請負費を含む）、報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、旅費、役務費、委託料又は工事請負費</p>	<p>219</p>	<p>定員数 (転換前床数)</p>	<p>民間事業者 又は市町村</p>

(3) 定期借地権設定のための一時金の支援事業

1 補助対象事業	2 補助対象経費	3 基準額	4 補助率	5 補助事業者			
<p>施設等用地の確保を容易にし、右欄に掲げる施設等の整備促進を図るため、用地確保のための定期借地権設定に際して土地所有者に支払われた一時金（賃料の前払いとして授受されたものに限る。）を支援する事業及び当該事業に対し補助を行う事業</p> <p>また、地域の実情に合わせて、普通借地権設定でも可能とするが、この場合、当該用地に整備される施設等の経営が安定的・継続的に行われるよう、当該施設等運営法人が以下に掲げる要件を満たしていることを条件とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 貸与を受けている不動産について、施設等を経営する事業の存続に必要な期間の地上権又は賃借権を設定し、かつ、これを登記すること。 ・ 賃借料は、地域の水準に照らして適正な額以下であるとともに、安定的に賃借料を支払い得る財源が確保されていること。 ・ 賃借料及びその財源が収支予算書に適正に計上されており、施設等運営法人が当該賃借料を長期間にわたって安定的に支払可能であると認められること。 	<p>【本体施設】</p>						
	<p>①次に掲げる定員30名以上の広域型施設の支援</p>						
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室 	<p>定期借地権設定に際して授受される一時金であって、借地代の前払いの性格を有するもの（当該一時金の授受により、定期借地権設定期間中の全期間又は一部の期間の地代の引下げが行われていると認められるもの）</p>			<p>民間事業者 又は市町村</p>		
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 介護老人保健施設 						
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 介護医療院 						
	<ul style="list-style-type: none"> ・ ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの） 						
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 養護老人ホーム 						
	<p>②次に掲げる定員29名以下の地域密着型施設等の支援</p>						
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域密着型特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室 	<p>定期借地権設定に際して授受される一時金であって、借地代の前払いの性格を有するもの（当該一時金の授受により、定期借地権設定期間中の全期間又は一部の期間の地代の引下げが行われていると認められるもの）又はこれに対する補助金</p>	<p>当該施設等を整備する用地に係る国税局長が定める路線価（路線価が定められていない地域においては、固定資産税評価額に国税局庁が定める倍率を乗じて得た額）の2分の1</p>	<p>1 / 2</p>	<p>市町村</p>		
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 小規模な介護老人保健施設 						
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 小規模な介護医療院 						
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 小規模なケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの） 						
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 認知症高齢者グループホーム 						
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 小規模多機能型居宅介護事業所 						
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 看護小規模多機能型居宅介護事業所 						
<ul style="list-style-type: none"> ・ 都市型軽費老人ホーム 							
<ul style="list-style-type: none"> ・ 小規模な養護老人ホーム 							
<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設内保育施設 							
<p>【合築・併設施設】</p>							
<p>③次に掲げる定員29名以下の地域密着型施設等の支援</p>							
<ul style="list-style-type: none"> ・ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 							
<ul style="list-style-type: none"> ・ 認知症対応型デイサービスセンター 							
<ul style="list-style-type: none"> ・ 介護予防拠点 							
<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域包括支援センター 							
<ul style="list-style-type: none"> ・ 生活支援ハウス 							
<ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急ショートステイ 							

(4)既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業

1 補助対象事業	2 補助対象経費	3 補助単価 (千円)	4 補助単位	5 補助事業者	
<p>右欄に掲げる施設のユニット化改修事業</p>	<p>①次に掲げる既存施設のユニット化改修</p> <p>「個室 → ユニット化」改修</p> <p>「多床室 → ユニット化」改修</p> <p>ア 特別養護老人ホーム イ 介護老人保健施設 ウ 介護医療院 エ 介護療養型医療施設の改修により転換される次の施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護老人保健施設 ・ケアハウス ・特別養護老人ホーム ・介護医療院 ・認知症高齢者グループホーム 	<p>特別養護老人ホーム等のユニット化等の改修（施設の整備と一体的に整備されるものであって、知事が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費、工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費、設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）</p>	<p>1,190 整備床数</p> <p>2,380 整備床数</p>	<p>整備床数</p> <p>整備床数</p>	<p>民間事業者 又は市町村</p>
<p>介護療養型医療施設等から転換して右欄に掲げる施設を整備する事業</p> <p>また、介護療養型老人保健施設から転換して介護医療院を整備する事業についても対象とする。</p> <p>なお、本事業の補助を受けず、転換先の介護老人保健施設等の施設基準の一部の緩和（療養室の床面積1床当たり6.4㎡を維持したままの病床の転換）を適用し介護医療院又は介護老人保健施設等に転換した療養病床等が、その後、平成35年度末までに1床当たり8.0㎡を満たすための改修等を行う場合についても、本事業の対象とする。</p> <p>整備区分の内容については以下に掲げるとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・創設（既存の介護療養型医療施設を取り壊さずに、新たに施設を整備すること。） ・改築（既存の介護療養型医療施設を取り壊して、新たに施設を整備すること。） ・改修（既存の介護療養型医療施設を本体の躯体工事に及ばない屋内改修（壁撤去等）で工事を伴うものであること。） 	<p>①次に掲げる介護療養型医療施設等転換整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護老人保健施設 ・介護医療院 ・ケアハウス ・有料老人ホーム（居室は個室であって、入居者1人当たりの床面積が13㎡以上であるもののうち、利用者負担第3段階以下の人でも入居することが可能な居室を確保しているものに限る。） ・特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室 ・認知症高齢者グループホーム ・小規模多機能型居宅介護事業所 ・看護小規模多機能型居宅介護事業所 ・生活支援ハウス ・高齢者の居住の安定確保に関する法律第5条の規定により登録されている賃貸住宅 	<p>特別養護老人ホーム等のユニット化等の改修（施設の整備と一体的に整備されるものであって、知事が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費、工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費、設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）又はこれらに対する補助金（別の負担金（補助金）等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。）</p>	<p>創設 2,240 改築 2,770 改修 1,115</p>	<p>転換前床数</p>	<p>民間事業者 又は市町村</p>
<p>特別養護老人ホームの多床室について、居住環境の質を向上させるために、プライバシー保護のための改修を行う費用を支援する事業及び当該事業に対し補助を行う事業</p> <p>なお、改修は、各床間に間仕切りや壁等を設置し、他の入所者からの視線が遮断されることを前提とする。建具による仕切りは認めるが、家具やカーテンによる仕切りは認められない。また、天井から隙間が空いていることは認めるものとする。</p>	<p>①特別養護老人ホーム(多床室)のプライバシー保護のための改修</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別養護老人ホーム 	<p>特別養護老人ホームのユニット化等の改修（施設の整備と一体的に整備されるものであって、知事が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費、工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費、設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）又はこれらに対する補助金（別の負担金（補助金）等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。）</p>	<p>734</p>	<p>整備床数</p>	<p>市町村</p>

(5)民有地マッチング事業

1 補助対象事業	2 補助対象経費	3 補助単価 (千円)	4 補助単位	5 補助事業者
<p>①土地等所有者と介護施設等整備法人等のマッチング支援</p> <p>土地等所有者と介護施設等整備法人等のマッチングを行うため、土地等所有者から整備候補地等を募集し、当該候補地等での介護施設等の整備を希望する法人の公募・選考等を行う。</p> <p>ア 介護施設等の整備のために提供が可能な土地等について公募等により募集し、介護施設等の実施に適当な場所（地域の介護ニーズの状況、立地、土地の広さ、各種関係法令との整合性に問題がない等）であることの確認を行った上で、選定を行うこと。</p> <p>イ アで選定された介護施設等整備候補物件において、介護施設等の整備を希望する法人を公募等により募集し、事業の実施に当たって適当な法人（過去の決算書、監査の結果に重大な指摘がない等）であることの確認を行った上で、選定を行うこと。</p> <p>ウ 土地等所有者及び介護施設等整備法人等の公募に当たっては、公募条件やマッチング後の整備要件や手続等について、あらかじめ周知しておくこと。</p> <p>エ 選定した土地等所有者と介護施設等整備法人等のマッチングを行い、交渉可能な物件及び連絡先等について紹介をすること。</p> <p>オ 本事業の趣旨は、介護の需要の多い地域及び利便性の高い地域での整備を推進する目的で土地等所有者と介護施設等整備法人等のマッチングを行うものであるため、両者の選定・交渉可能な相手の紹介後の具体的な契約締結については、当事者間で実施することを原則とする。</p>		5,610	1	
<p>②整備候補地等の確保支援</p> <p>介護施設等の設置が可能な土地等の確保のため、地域の不動産事業者、金融機関、関係団体等と連携するなどにより、土地等の所有者を把握し、介護施設等の用に供する土地等としての活用に向けた働きかけを行うことにより、整備候補地等の確保に向けた取組を行う。</p> <p>ア 介護施設等の用に供する土地等の積極的な掘り起こしを行うため、地域の不動産事業者、金融機関、関係団体等を含めた協議会の設置や担当職員の配置を行うこと。</p> <p>イ 介護施設等の用に供する土地等としての活用に向けた働きかけを行う際には、市町村の整備計画と整合するよう、立地や土地の広さ等、必要な要件を明らかにした上で行うこと。</p> <p>ウ 実施に当たっては、地域の不動産事業者、金融機関、関係団体等と連携し適切な整備候補地を把握した上で、個々に当該土地等の所有者に働きかけるほか、民間事業者の資産活用セミナー、個別相談会、説明会・施設見学会を活用するなど効率的な事業実施に努めること。</p> <p>エ 土地等の所有者への説明に当たっては、介護施設等の用に供することが決定した後の手続や、各種の補助制度や税制等について説明を行うことが望ましいこと。</p> <p>オ 介護施設等の用に供することが決定した際には、①の活用その他適切な方法で介護施設等設置法人等とのマッチングや紹介を行うとともに、介護施設等の整備が円滑に進むよう支援すること。</p>	<p>民有地マッチング事業を実施するために必要な賃金、旅費、謝金、会議費、印刷製本費、備品購入費等又はこれらに係る委託費</p>	4,590	1	市町村
<p>③地域連携コーディネーターの配置支援</p> <p>介護施設等の設置や増設に向けた地域住民との調整、介護施設等の設置後における施設利用希望者の介護施設等への接続支援、地域活動への参加、利用者等への相談援助の実施など、介護施設等の設置及び運営の円滑化を推進するためのコーディネーターを市町村又は介護施設等に配置する。</p> <p>ア 本事業の実施に当たっては、担当職員を配置すること。</p> <p>イ 地域住民との調整や施設利用希望者の介護施設等への接続支援等の実施に当たっては、県及び市町村の整備計画や地域の介護の受け皿の状況に関する情報の共有など県及び市町村と連携するとともに、必要に応じ介護施設等の支援を行うこと。</p> <p>ウ 他の補助金等により人件費の補助が行われている職員については、本事業の補助対象としない。</p>		4,490	1	

(6)介護施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援事業

1 補助対象事業	2 補助対象経費	3 補助単価	4 補助率	5 補助事業者	
<p>介護施設等において新型コロナウイルスの感染拡大を防止する観点から、感染が疑われる者が発生した場合に、介護施設等内で感染が広がらないよう、利用者・従事者が触れる箇所や物品等の消毒・洗浄を行う事業</p>	<p>①次に掲げる介護施設等における施設等の消毒・洗浄</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別養護老人ホーム ・介護老人保健施設 ・介護医療院 ・介護療養型医療施設 ・養護老人ホーム ・軽費老人ホーム ・認知症高齢者グループホーム ・小規模多機能型居宅介護事業所 ・看護小規模多機能型居宅介護事業所 ・有料老人ホーム ・高齢者の居住の安定確保に関する法律第5条第1項の登録を受けたサービス付き高齢者向け住宅 ・訪問介護事業所 ・訪問入浴介護事業所 ・訪問看護事業所 ・訪問リハビリテーション事業所 ・夜間対応型訪問介護事業所 ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 ・通所介護事業所、地域密着型通所介護事業所又は認知症対応型通所介護事業所 ・通所リハビリテーション事業所 ・短期入所生活介護事業所又は短期入所療養介護事業所 ・居宅介護支援事業所 ・地域包括支援センター ・福祉用具貸与・販売事業所 	<p>介護施設等を消毒・洗浄するために必要な需用費（消耗品費）、役務費（手数料）又は委託料</p>	<p>知事が認める額</p>	<p>10/10</p>	<p>民間事業者又は市町村</p>
<p>介護施設等において新型コロナウイルスの感染拡大を防止する観点から、高齢障害者にも必要な情報が行き渡るよう、感染症予防の広報・啓発（視覚障害がある高齢者向けの点字パンフレットや市町村報に折り込むチラシの作成、配布等）を行う事業</p>	<p>高齢障害者向けに感染症予防の広報・啓発をするために必要な需用費（印刷製本費）、役務費（通信運搬費、広告料及び手数料）又は委託料</p>	<p>知事が認める額</p>	<p>10/10</p>	<p>市町村</p>	